

平成16年7月1日
平成19年4月1日改正
平成25年6月1日改正

道路、公園、自動車駐車場等に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、愛知県安全なまちづくり条例（平成16年愛知県条例第4号）第15条第1項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として、公的・私的にかかわらず、不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等の設置者等に対し、道路等の防犯性の向上に関して参考となる手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課するものではない。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、公安委員会、設置者、管理者、市町村、地域住民等の協働により、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備を図るよう努めるものとする。
- (4) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する基準

1 道路

道路における強盗、ひったくり等の犯罪を防止するため、犯罪を企てる者（以下「犯罪企図者」という。）が被害対象者又は被害対象物に近づきにくくようにするための次のような措置を講ずるよう努める。

- (1) 道路の構造、道路の周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じてガードレール、横断防止柵^{さく}、植栽等により歩道と車道を分離すること。
- (2) 道路又は道路の周辺における植栽等については、計画の段階より、視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定し、又は視線を連続してさえぎらない配置等を考慮するなど、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たること。また、下枝等が道路の見通しを妨げないように剪定^{せん}等を行い、道路に設置される工作物等については、道路の見通しを妨げないように設置すること。

- (3) 住宅、学校等の囲障は、ブロック塀はできる限り避け、柵等見通しのよいものを設置すること。
- (4) 狹い道路に面した家屋は、建替え等の際に壁面を後退させると道路空間の見通しがよくなり、交通安全、防災に加えて防犯上も有効である。角地の隅切りも効果がある。
- (5) 光害に注意しつつ、防犯灯等により夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保すること。
- (6) 照明は、樹木等に覆われ、又は汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- (7) 防犯灯、街路灯等の新增設が難しい場合には、沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の活用も検討すること。
- (8) 通学、通園等の用に供されている道路の周辺及び外部からの見通しが悪く、密室的要素がある地下道等には、防犯ベル、赤色灯、防犯カメラ、緊急通報装置(注2)など必要と考えられる設備を設置すること。

2 公園

日常的に利用される公園における女性、子ども等を対象とした犯罪を防止するため、公園の美化等を図り、地域住民に親しまれる公園の管理運営に努めるとともに、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいようにするための次のような措置を講ずるよう努める。

- (1) 公園の周囲における植栽については、計画の段階より、視線の高さよりも上に樹冠のある高木や視線よりも低い樹種を選定し、又は視線を連續してさえぎらない配置等を考慮するなど、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定に当たること。また、下枝等が見通しを妨げないように剪定等を行うこと。周囲から園内の見通しが確保できない大規模な公園においては、園路及び遊戯施設(注3)の見通しを確保できるようにこれらを配置するとともに、下枝等がその見通しを妨げないように剪定等を行うこと。
- (2) 植栽及び遊具の選定及び配置については、周辺から見通すことができない空間を作らないように配慮すること。
- (3) 外部からの見通しが悪く、密室的要素がある便所等には、防犯ベル、赤色灯、緊急通報装置等を設置すること。
- (4) 夜間の通行又は利用が想定される場所においては、光害に注意しつつ、公園灯、街路灯等により人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を

確保すること。

- (5) 照明は、樹木に覆われ、又は汚損することにより、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。
- (6) 公園内に便所を設置する場合には、次のことに配慮すること。
 - ア 園路又は道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
 - イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注4）が確保されていること。
- (7) 公園内部への一般車両の進入を制限するために、車止め等の措置を講ずること。

3 自動車駐車場

自動車駐車場における自動車及び車内にある金品等の盗難、死角を利用した恐喝等の犯罪を防止するため、犯罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいようにするための次のような措置を講ずるよう努める。

- (1) 駐車場の外周を、見通しを確保した柵等により周囲と区分すること。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう配慮すること。
- (2) 駐車場の規模、形態等に応じて、次のような防犯上の対策のうち、必要と考えられる措置を講ずること。
 - ア 管理者等が常駐し、又は巡回する。
 - イ 防犯性を向上させるため防犯カメラを設置する。
 - ウ 周囲からの見通しが確保された構造とし、確保されない場合には、死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置する。
 - エ 出入口に、人を配置し、又は自動ゲート管理システム等を設置し、車両の出入りを管理する。
- (3) 地下又は屋内の駐車場については、駐車の用に供する部分の床面においては2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上、屋外の駐車場については、光害に注意しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保すること。
- (4) 照明は、汚損等により、予定した照度を維持できなくなるおそれがあるので、適時に点検すること。

4 自転車駐車場

自転車駐車場における自転車等の盗難、恐喝等の犯罪を防止するため、犯

罪企図者が被害対象者又は被害対象物に近づきにくいようにするための次のような措置を講ずるよう努める。

- (1) 駐車場の外周を、見通しを確保した柵等により周囲と区分すること。ただし、その柵等が隣接家屋の2階等への侵入経路とならないよう配慮すること。
- (2) 駐車場の規模、形態等に応じて、次のような防犯上の対策のうち、必要と考えられる措置を講ずること。
 - ア 管理者等が常駐し、又は巡回する。
 - イ 防犯性を向上させるため防犯カメラを設置する。
 - ウ 周囲からの見通しが確保された構造とし、確保されない場合には、死角をなくすためのミラーその他の防犯設備を設置する。
 - エ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置により整列した駐車を促すこと。
- (3) 夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保すること。

5 防犯カメラの設置に係る留意事項

- (1) 防犯カメラを設置する場合には、録画機能を有するものを使用し、有効な監視体制の在り方を併せて検討すること。また、見通しの補完、犯意の抑制等の観点から有効な位置、台数等を検討し適切に配置すること。
- (2) 防犯カメラを設置する部分の照明設備は、各項目に掲げる設置場所に応じた照度を確保するほか、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度が確保されていること。
- (3) 防犯カメラの設置に当たっては、管理責任者、撮影範囲、画像の利用及び提供の制限、画像の保存期間等について規定する運用基準を定めること並びに防犯カメラが設置されていることを設置区域内に明示することなどにより、プライバシーの保護に努めること。

（注1）「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

（注2）「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム（スーパー防犯灯）、子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声によ

る通話ができる装置をいう。

(注3)「遊戯施設」とは、専ら子どもの遊戯に供する砂場等の公園施設をいう。

(注4)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね50ルクス以上）をいう。